

# 社会福祉法人 慈光会 介護職員初任者研修（通学）学則

（事業者概要）

## 第1条

本研修は、次の事業者（以下当法人という）が実施する。

### 【研修事業の名称】

社会福祉法人 慈光会 介護職員初任者研修コース（通学）

代表 理事長 永田啓朗

研修事業担当者 吉住慶太

### 【実施場所】

〒861-2231 熊本県上益城郡益城町安永 1080 番地

社会福祉法人 慈光会 特別養護老人ホーム ひろやす荘

### 【研修期間】

約8ヶ月以内

## 第2条 1) 開講目的・理念

- ・高齢社会に伴い、認知症等の多様化、質を求められるサービスに柔軟に対応できる必要な知識、技能を修得にて、実践的に活躍できる人材を育成すること。
- ・災害による生活環境が変動する中、孤立する高齢者への支援が滞りなく実施できるネットワークを結成し住み慣れた地域で生活できる支援の充実化を図ること。
- ・高齢者でも支援者（職員）として活躍できる社会をつくること。

（初任者研修の名称）

## 第3条 名称は次の通りとする

社会福祉法人 慈光会 介護職員初任者研修コース（通学）

（実施課程及び方式）

## 第4条 前条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修（通学方式）

（研修実施場所）

第5条前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は次のとおりとする。

〒861-2231 熊本県上益城郡益城町安永 1080

社会福祉法人 慈光会 ひろやす荘

(研修時期)

第 6 条 年に 1 回以上の実施

(受講対象者及び定員)

第 7 条 定員は、各回 20 名とする。受講対象者は次の A・B・コースに該当するものとする。  
但し、A コースで受講するものは、下記①②③④の全てを満たしている者、B コースで受講するものは下記①②③の全てを満たしている者とする。

- ① 益城町近郊在住または益城町近郊在勤で通学可能な者
- ② 修学に支障のない心身ともに健康である者
- ③ 介護職員として従事する予定または従事することを希望する者
- ④ 介護職員として社会福祉法人慈光会で就労する者

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第 8 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムおよび担当する講師は別紙 1 のとおりとする。但し講師の都合により変更になる場合がある。

(実習施設)

第 9 条 社会福祉法人 慈光会 特別養護老人ホーム ひろやす荘  
必須で受け取る

(研修参加費用)

第 10 条

(1) 研修参加費用は原則として次のとおりとする。但し、受講申込後の返金は行わないものとする。

(A コース) 内訳	金額 (税込み)	納付方法	納付期限
テキスト代	¥6,069	一括納入	受講開始前日まで
教材費	¥100		

(B コース) 内訳	金額 (税込み)	納付方法	納付期限
受講料	¥30,000	一括納入	受講開始前日まで
テキスト代	¥6,069		
教材費	¥100		

#### (研修修了の認定方法)

第11条修了認定は、学則に記載された条項に違反せず、第8条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了試験（筆記試験 1時間以上実施）に合格した者を修了と認める。合格基準として7割以上を合格とし、筆記試験が不合格の場合は再試験を受験するものとする。ただし、再試験は別費用として2,000円とする。

#### (科目的免除)

第12条科目免除は、一切認めないものとする。

#### (研修欠席者に対する取扱い)

第13条遅刻に関しては、理由の如何にかかわらず認められない。但し、公共の交通機関での遅延の場合は、公共機関発行の遅延届の提出により研修開始から10分までは認める。また、やむを得ず欠席する場合、事前・事後ともに「欠席届」を提出する。遅延証明書がない場合は認めないこととする。（早退の場合も早退届を提出する）

- 1) 講義60分の場合、30分以内で早退
- 2) 講義120分の場合、60分以内で早退
- 3) 講義開始10分経過以上の入室の場合、遅刻届を提出。

#### (補講について)

第14条研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了した者とみなす。ただし、補講の上限は総時間数の1割までとする。補講にかかる受講料等については、講義1日につき2,000円とする。また、補講の実施は当法人において実施するものとする。

#### (修了証書等の交付)

第15条第11条により修了を認定された者は、当法人において介護職員初任者研修事業実施事務取扱要綱様式8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

- (1) A・Bコース受講者は、登録事業所より直接手渡しで受け取るものとする。

#### (修了者管理の方法)

#### 第16条

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、熊本県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。尚、再発行依頼の際には依頼者は再発行申請書とともに下記も提出するものとする。
  - ① 再発行手続きには身分証明書のコピー
  - ② 講習時より住所が変更になった場合は住民票の写し

(研修事業執行組織)

第17条 研修事業は当法人地域貢献事業連携室を中心に行う。

(受講者の本人確認の方法)

第18条 受講申し込み受付の際に、下記により本人確認を行うこととする。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格を有する者については、免許証または登録証の提示

(使用教材)

第19条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護労働安定センター初任者研修テキスト

※テキストは申込時に法人事部より購入するものとし、同テキストであった場合においても、他者からの貸与、他社での購入テキストでの受講はできないものとする

(受講手続き)

第20条 受講手続きは次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納付する。
- (4) 当社は受講料等の納付を確認した後、教材を送付する。

(受講の取り消し)

第21条 次の各号に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する当社の必要な照会に対して虚偽回答や回答を拒否したとき。
- (2) 本研修あるいは当法人の名誉を毀損したとき。
- (3) 故意に当法人の施設・設備あるいは実習先の施設・設備等を毀損したとき。
- (4) 受講証を他人に貸与し、貸与を受けた者が本研修を受講したとき。
- (5) 感染症にかかっている者（尚、感染症の疑いある場合は診断書の提出等により非感染

が明らかになるまで、受講を中断して頂く場合がある)。

- (6) 講義・実習の進行を妨げるなど、他の受講生の受講・実習の迷惑になる行為を行い、あるいは講師・職員の指示に従わず、改善が認められないと当法人が判断したとき。
  - (7) 当法人を退職、または疾病等により当法人が定める学習期間内に修了できないとき。
  - (8) やむを得ず定められた学習期間内に全ての科目を修了できなかったとき。
  - (9) A・Bコース受講者が受講途中に妊娠した場合は受講・実習ともに中止とし、コース除籍とする。
  - (10) A・Bコース受講者が受講途中に、けが、疾病等になり、受講ができなくなった場合、学習期間の延長は認めることはできないものとする。
  - (11) 受講申込後、通常の介護職員業務の遂行に支障を来たすと認められる心身の疾患が判明したとき。
  - (12) 本規定に定める診断書の提出に応じなかったときの他、その他処分を適当とする行為があり、当法人がそれを決定したとき。
- 尚、上記理由により除籍となった場合は、一切の保証・返金は行わないものとする。また、感染症等の疾病を有するなど身体状況等と照らし、受講状況に耐え得ることが難しいと当社が判断した場合はその判断のために診断書の提出を求める場合がある。

#### (その他留意事項)

第22条研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情対応事務部：社会福祉法人 慈光会 特別養護老人ホーム ひろやす荘  
地域貢献事業連携室 Tel096-286-4192
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が受講中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (4) 受講者は当法人との合意のもと行う。
- (5) その他の留意事項は当法人側と協議を行うこととする。

#### (施行細則)

第23条この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認める時は、当法人がこれを定める。

#### (附則)

第1条この学則は平成29年3月1日から施行する。